

平成 24 年度第 5 回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成 24 年 8 月 29 日 (水)		
招集場所	天塩町役場 3 階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開会	平成 24 年 8 月 29 日 (水)	午前 10 時 00 分
	議長	会長 中嶋 康治	
	閉会	平成 24 年 8 月 29 日 (水)	午前 11 時 00 分
	議長	会長 中嶋 康治	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 員	議席番号	氏名	出欠別
	1	満保 豊	○
	2	黒川 益毅	○
	3	佐藤 博幸	●
	4	奥山 稔	○
	5	鎌田 英樹	○
	6	川端 英嗣	○
	7	山本 俊榮	○
	8	杉本 元	○
	9	吉田 謙司	○
	10	宍戸 栄一	○
	11	中嶋 康治	○
(凡例) ○ 出席 ● 欠席			
議事録署名委員		議席番号	8 番 杉本 元 9 番 吉田 謙司
職務のため議場に出席 した者の職氏名		事務局長	相原篤生
		総務係長	菅 雅彦

平成24年度第5回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年度第5回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

8番 杉 本 元 君

9番 吉 田 謙 司 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、利用権設定の案件から総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。

整理番号9-1については、 から に賃貸借するものです。この案件は、新規で賃貸借を行うものとなっております。

なお、条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

整理番号9-2～9-5については、5月の総会にて開催した案件で、9-6及び10-1については、6月の総会で開催した案件ですが、賃貸借期限を5年間で承認されましたが、 さんは農業者年金を受給しております。それに伴い独立行政法人農業者年金基金に、特定処分対象農地等処分届を提出しましたが、賃貸借期限が5年間だと支給停止になってしまうという指導を受けましたので、許可日から10年以上の期間が定められていることが必要なことから再度、期限を10年間にして、案件にお諮りいたします。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

整理番号9-2については、 から に貸し付けるものです。

9-3については、からに貸し付けるものです。9-4については、からに貸し付けるものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました利用権設定の9-1から9-4において質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

9-5の案件につきましては、の案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 9-5については、からに貸し付けるものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました利用権設定の整理番号9-5において質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。退席となっている関係委員は席にお戻りください。

次に整理番号9-6について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 9-6については、古草甚吉から(有)ムーミン農産に貸し付けるものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました利用権設定の整理番号9-6において、質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。次に、整理番号10-1について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 次に、使用貸借の案件であります。利用権設定総括表をご覧ください。

10 ページをご覧ください。10-1 については、からに使用貸借するものです。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました利用権設定の整理番号 10-1 において、質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 5 条による許可申請について」ご説明申し上げます。別記 4 号様式意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。15 ページをご覧ください。

貸主は となっております。借主については、 となっております。土地については、字 番 となっており、転用面積については、 m^2 となっております。転用目的は砂利採取で、工期は、平成 24 年 9 月 26 日より平成 25 年 9 月 25 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地ですが、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成24年8月29日

署名委員

(8 番) 杉 本 元 印

(9 番) 吉 田 謙 司 印